

○熊本県自然環境保全基本方針

(昭和 50 年 9 月 1 日告示第 748 号)

熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 10 条第 1 項の規定による熊本県自然環境保全基本方針を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

熊本県自然環境保全基本方針

熊本県

目次

第 1 自然環境の保全に関する基本構想

1 自然環境保全の意義

2 自然環境保全の方向

(1) 森林

ア 原生林

イ 二次林

ウ 人工林

(2) 原野

(3) 農耕地

(4) 海

(5) 陸水

(6) 市街地・集落地

3 自然環境保全のための基本的施策

(1) 法令制度の総合的運用

(2) 管理の徹底

(3) 事前評価の実施

(4) 破壊予防と修復

ア 予防のための措置

イ 修復のための措置

(5) 自然環境保全協定の締結

第 2 熊本県自然環境保全地域等に関する基本的事項

1 熊本県自然環境保全地域等の指定方針

(1) 自然環境保全地域

(2) 緑地環境保全地域

(3) 郷土修景美化地域

2 自然環境保全地域等における保全施策

(1) 自然環境保全地域

- ア 特別地区の指定
- イ 野生動植物保護地区の指定
- ウ 普通地区

- (2) 緑地環境保全地域
- (3) 郷土修景美化地域

第3 その他自然環境の保全に関する重要事項

- 1 調査と研究
- 2 保全技術の開発と技術者の養成
- 3 自然保護思想の普及と啓蒙

第1 自然環境の保全に関する基本構想

1 自然環境保全の意義

自然は、大地・大気・水・日光及びこれらによってはぐくまれている多種多様な生物から成り立っている。これらは全体として複雑にからみ合い、微妙な調和を保っている。人間もまた、この自然を構成する生物の一員にほかならない。

自然は、人間が生きるために必要なあらゆる糧を得ることができるかけがえのない源泉である。人間は、自然に働きかけることによって、文明を築き上げてきた。

しかしながら、人間は、自然の仕組みと働きを十分知らずに自然の改変を急激に行ったため、自然の調和を乱し、その結果、思いがけない報復を受けることが多くなっている。このことは熊本県においても同様であり、その認識と反省のうえに、適切な措置を講じなければ、将来に禍根を残す虞れも少なくない。

私たちは、祖先からの遺産として、豊かな自然環境を受け継いだ。そして私たちは、かけがえのない・繁栄を約束する遺産として、これを子孫に引き継ぐため、あらゆる人間活動において、次の3点を守らなければならない。

- (1) 生物の生命を尊び、その多様性を維持し、自然界の調和を乱さないこと。
- (2) 土壌と大気と水を健康かつ安全な状態に保持すること。
- (3) 自然の損傷・破壊を防ぎ、限りある資源を大切に利用すること。

2 自然環境保全の方向

本県の自然環境は、大別して次の6つの態様からなっている。自然環境を保全するには、態様ごとの特性を明らかにし、その特性に応じた措置を講ずる必要がある。

(1) 森林

森林は、陸域において光合成による生産力が最も大きく、かつ、その生産物を大量に蓄積する特有の機能を持ち、種類・数量ともに多くの生物が生息するところである。森林は、林産資源として利用されるだけでなく、大気の浄化、気候の緩和、水流(量)の調節、土砂の流出防止などの公益機能を有し、環境保全に重要な役割を果たすとともに景観の主要な構成要素ともなっている。

森林は、県土面積の半ばを占め、かつ、自然環境の保全において最も重要な位置を占めるので、その質と量と配置を適正に保つ必要がある。

ア 原生林

原生林は、陸域における自然本来の姿であり、生物の種類の多様性とその分布が自然のままに存在する場として、私たちが自然の仕組みと働きを学び、自然環境の利用と保全の方法を知るためにかげがえのない価値をもっている。

原生林は、私たちと私たちの子孫のために、可能性を秘めた貴重な資源として、適正な規模と配置で厳重に保存をはかる必要がある。

イ 二次林

二次林は、伐採・火入れなどの人間の働きかけを受けながら自然に復帰しようとしている森林であり、人為と自然との調和及び生息する生物の種類の多様性により、環境保全に大きな役割を果している。また、木材等の森林資源として活用されるばかりでなく、長い歴史の中で地域ごとに特有な風土をつくり、住む人の心をはぐくんでいる。

二次林は、これらの観点から、適正な規模と配置で、保全・育成をはかる必要がある。

ウ 人工林

人工林は、播種・植栽など人為によって育てられた森林で、木材を供給する資源であるほか、水源かん養などの機能も備えている。

人工林は、これらの観点から、諸害に強い林相をつくり、高成長・高蓄積を目指すとともに、より大きい環境保全機能の具備をはかる必要がある。

(2) 原野

原野は、採草・放牧・火入れなどの人間の働きかけによって維持されている独特の自然の姿である。特に阿蘇地域では、主要な景観を構成し、畜産業の重要な基盤となっている。原野は、森林とは異なった多種多様な生物が生息し、自然環境のなかで特異な位置を占め、二次林とともに生物社会の秩序を維持する役割を果している。

原野は、これらの観点から、適正な規模と配置で保全をはかる必要がある。

(3) 農耕地

農耕地は、私たちの祖先の長年にわたる努力によって培われた食料生産の場であるほか、人里に近い緑として環境保全にも役立っている。農耕地は、豊かな田園風景を構成し、私たちの風土と心をはぐくんできた基盤でもある。

農耕地は、土壌の生産力を高め、安全な作物ができる状態を守るとともに、将来にわたって健全な農業が営めるよう諸条件の整備をはかる必要がある。

(4) 海

海は、生命の母胎であり、豊富な生物をはぐくんでいる。海は、その生物の一部を私たちの食料として供給するほか、陸域から流れ込む物質や大気を浄化し、また気候を緩和するなど環境保全に大きな役割を果たしている。なかでも海と陸が接する渚は、多種多様な生物が生息するところとして重要である。更に海は、雄大な広がりを持つ景観によって、人の心に大きな影響を与えているとともに、人類の未来にとって未知の資源を秘めた宝庫である。

海は、それが持つ浄化能力に限度があることを認識してその水質と底質を保全し、長い将来にわたって資源の有効適切な利用をはかり、漁業特に沿岸漁業の生産力の持続をはかる必要がある。

(5) 陸水

陸水は、河川・湖沼・地下水等であり、産業や生活の用水資源であるとともに、水産生物の生息の場であり、また、風景の重要な構成要素でもある。

陸水は、汚濁の防止をはかり、水質・底質等を保全し、また、限りある資源を有効適切に利用するために年間を通じて豊かな水量の確保をはかるとともに、地下水のかん養機能を高めるように措置する必要がある。

(6) 市街地・集落地

市街地・集落地は、人間と営造物の密度が高い場所である。特に市街地は、田園の集落等とは異なり、広い範囲にわたって人工の営造物が地表をおおい、生物相が極度に貧弱な環境である。また、物質とエネルギーの消費が盛んで、その結果生じる排出物の量が異常なまでに大きいのが特徴である。

市街地・集落地は、人間が健康に生活できる環境を確保するために緑地等を計画的に保存・創造し、これらを有機的に配置するとともに排出物をできるだけ無害の形で自然に還すように努める必要がある。

3 自然環境保全のための基本的施策

本県の自然環境を、恵み豊かなものにするためには、全体として調和し、かつ、全体として生産力が最大となるよう体系的に保全しなければならない。このため、変化に富んださまざまな自然の姿をそれぞれの態様ごとにあるべき姿に保ちつつ、全体として調和を乱さないよう配慮する必要がある。

(1) 法令制度の総合的運用

自然環境を保全するには、地域ごとの特性に応じた保全を行うことが必要である。このため、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、森林法、国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、熊本県自然環境保全条例をはじめとする各種の法令制度を総合的に運用する。

(2) 管理の徹底

自然環境を保全するには、保全すべき目的を明らかにし、個々の対象に応じて、自然の法則にもとづく管理を行うことが必要である。このため、自然環境とその利

用の状況をは握するとともに、適切な監視・指導が行えるように管理体制の整備をはかる。また、管理上特に重要な土地については、必要に応じて公有化をはかるように努める。

(3) 事前評価の実施

自然環境の現状に変化を引き起こす恐れのある大規模な開発行為が行われる場合には、事業者は、自然環境と住民生活に与える影響の予測、代替案の比較等を含めた事前評価を行わなければならない。

(4) 破壊予防と修復

ア 予防のための措置

自然環境がひとたび破壊されると、その回復は極めて困難なことが多いので、自然の姿を変えようとする場合には、事業者は、周囲の環境に影響が及ばないよう配慮しなければならない。なお、行為の進行途上においても、周囲の自然環境に及ぼす影響を適時調査し、破壊の虞れがあるときは、ただちに保全のための適切な措置を行う。

イ 修復のための措置

自然災害や人間の行為などによって、自然環境が破壊された場合には、ただちに適切な措置を講じ、周囲の自然環境に即した状態に回復するよう努める。なお、特定の行為によるものと明らかに認められる場合には、その事業者が修復を行わなければならない。

(5) 自然環境保全協定の締結

開発行為が、自然環境の保全に影響を与えることがないよう一定の基準を超える開発行為については、それに該当する行為者と、自然環境保全のために必要な事項を内容とする「自然環境の保全に関する協定」を締結する。

第2 熊本県自然環境保全地域等に関する基本的事項

1 熊本県自然環境保全地域等の指定方針

本県の地勢・風土は、阿蘇山によって代表される火山地帯、九州山地によって代表される山岳地帯、これらの間にある盆地と平野並びに有明・八代の内海と天草洋の間に介在する島々と海岸とからなり、地質構造・地形ともに複雑で、各地に変化に富んだ景観を形成している。

また、気候的には、暖・温帯モンスーン地帯に属し、平野・丘陵・低山地では常緑樹を主とする暖帯林、これより高い山地では落葉樹を主とする温帯林が分布し、一部には貴重な原生林も残っている。

このような自然環境は、私たちの祖先の働きかけによって、そのほとんどの部分が二次林、人工林、原野、農耕地及び市街地・集落地として利用され、また、地域ごとに特有な歴史的風土を形づくっている。

この自然環境を体系的に保全するには、第 1 の「自然環境の保全に関する基本構想」に基づき、熊本県自然環境保全条例に定める自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域を次の方針により指定する。

なお、指定にあたっては、関係者の所有権及びその他の財産権を尊重し、将来にわたる地域住民の生業の安定その他公益との調整を配慮する。

(1) 自然環境保全地域

特色ある県土とそこに存在する生命の多様性と調和を維持するため、次のような地域を対象として自然環境保全地域に指定する。

ア 地質・地形が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域

イ 貴重な原生林、すぐれた二次林などの森林、その他湿原、湖沼、河川、海岸など豊かな動植物が生息・自生している区域

ウ 特殊な動植物が生息し、自生している区域

なお、指定にあたっては、1)自然環境が破壊されると復元困難なことが多いこと。2)一部が破壊されると周辺に甚大な影響を及ぼす恐れがあること。3)人間のわずかな働きかけで思いもよらぬ影響を及ぼす恐れがあること、などに十分留意する必要がある。

(2) 緑地環境保全地域

市街地・集落地及びその周辺地域で住民の生活環境を保持し、その地域の風土を形成している緑地環境を確保するため、次のような地域を対象として緑地環境保全地域に指定する。

ア 丘陵、池沼、河川又は海岸が、樹林と一体となって大気を浄化し、気候をやわらげるなどの環境保全に役立っている区域

イ 古墳、城跡、社寺若しくは伝承などの歴史的・文化的な背景が、樹林と一体となって風土と心をはぐくみ、あわせて環境保全に役立っている区域

(3) 郷土修景美化地域

県民共通の財産である祖先から受け継いだ郷土の自然環境を保全するため、次のような地域を対象として郷土修景美化地域に指定する。

ア 歴史、伝承と結びつき、特に熊本の風土の形成に役立っている区域

イ 文化遺産と一体となって主要な景観を形作っている区域

ウ 眺望にすぐれた区域

エ 主要な道路の沿線、その他修景美化をする必要がある区域

2 自然環境保全地域等における保全施策

自然環境保全地域などにおいては、指定目的にかなった適正な管理と、地域の特色に応じた保全事業を行う。なお、地域の周縁部では、必要に応じて緩衝地帯を設けるなど、効果的な措置を講ずる。

(1) 自然環境保全地域

ア 特別地区の指定

自然環境保全地域のなかで、特に重要な区域を特別地区に指定する。この地区では、その自然環境を保持するため人為を制限するなど適正な措置を講ずる。

イ 野生動植物保護地区の指定

特別地区内に特定の野生動植物を保存するため野生動物保護地区を指定する。この地区では、その採捕について厳しく制限するとともに、良好な生育環境の保持をはかるため厳正な措置を講ずる。

ウ 普通地区

自然環境保全地域のなかで、特別地区を除いた区域を普通地区とする。この地区では、環境保全のために特定の行為を制限するなど適正な措置を講ずる。

(2) 緑地環境保全地域

緑地環境保全地域では、特定の行為を制限し、本県の風土に即した樹木を育て、緑の総量の増加をはかる。

(3) 郷土修景美化地域

郷土修景美化地域では、祖先から受け継いだ郷土の景観を守り、計画的な植栽などを行う。

第3 その他自然環境の保全に関する重要事項

1 調査と研究

私たちが、自然の恩恵を長く享受し、その保全と利用にあたって過ちをおかさないようにするには、自然の仕組みと働きを正しく理解することが必要である。

このため、自然環境に関する調査と研究を拡充・強化する。

2 保全技術の開発と技術者の養成

自然環境の保全には、知識に基づいた技術とそれを使いこなせる技術者が必要である。このため、本県の自然に適合した保全技術の開発と専門的技術者の養成に努める。

3 自然保護思想の普及と啓蒙

自然環境の保全は、人間が生存するために不可欠な要件である。私たちは、自然の仕組み、生命の営み及び人間の自然に対する積年の努力を認識し、人間は自然の中でしか生きていけないことを理解する必要がある。このため、家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育活動の分野と過程を通じて、自然保護思想の普及をはかり、県民一人一人の日常における実践活動とあいまって自然環境保全の確立に努める。